

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

沖繩、小笠原関係事務、所管課変更

北東アジア課の事務を
この課で処理すべきこと
を以て

極秘
部内
号

官房長	条約局長	アメリカ局長	アジア局長
MAR 26 1964	参事官	参事官	参事官
官務総務参事官	法規課長	北米課長	広瀬参事官
法務課長			総務参事官室
会計課長	沖縄小笠原太平洋信託地域関係 の事務の所管について(=)		

29.3.23
ア総へ

上記の件について、これをアジア局からアメリカ局に移

管するに適當であるとは既に述べたとありである(別添)

これを案行する場合、法律的に於て、外務省設置法、外務省組織令の改正の問題となる。

1. 材料に、現在の設置法、組織令に於て、沖縄関係事務の一部に属しているか、問題となる。組織令材料(北東

GA-5

回覧番号
205
外務省
亞總

アジア課)材料は「沖縄小笠原及び南洋群島に関する事務と
 行」として速くあり、沖縄関係事務からアジア局北東アジア
 課に属していること、疑義はなし。(しかし、現在沖縄関係
 事務は高裁案でアジア局(総務参事官室に)移管されている)これ
 に対し、設置法では、材料は「朝鮮、台湾、
 樺太、関東州、南洋群島、その他地域に関する整理事務と行
 う」として速くあり、これはこれらの地域からの引揚管に関する
 残務整理(北東身分関係事項)について、現在北東アジア課外地
 整理班の所掌している事務を相度しているであり、沖縄関係事務
 外務省

GA-6

一般とは関係ない。(組織令八条(北東アジア課)を参照)

・設置法八条^号に「沖縄関係事務を合則に」

沖縄関係事務がアジア局所管であるためには、同条^号に

「アジア諸国」に「沖縄小笠原太平洋信託地域を含む

るを得ない。

付言すれば、設置法八条^号乃至^号に基づいて、組織

令八条^号に挿入された立法の経緯は明らかでない。

又、^号に「沖縄関係事務をアジア局からアメリカ局に移

管する場合、設置法八条(アジア局の事務)及び九条(ア

メリカ局の事務)を更改する必要のあるか、あるとすれば、いかに更改

すべきか、)訂題となる。

八条(アジア局の事務)に関しては、^号乃至^号に

「アジア諸国……」を「アジア諸国(沖縄小笠原南洋群島

を除く)……」と変更するも考えられ、しかし、同

地域は従来からアジア諸国外国^号と見られていた^号の

外務省は同地域に対して、上記^号乃至^号に

従って、^号に「沖縄関係事務を合則に」(既に述べたように、これら

の事務が所管に付いて総務府持連局の沖を所掌して

る)従って、沖縄小笠原太平洋信託地域は、この「アジア

諸国」に含まれるという安当な解釈に依り、設置法八

条を何ら更改する必要なく、沖縄関係事務をアジア局から

はすし得る。と考へる。

才九条(アメリカ局の事務)に關しては、~~沖繩~~ ~~南洋~~
~~事務を同条に明示的に挿入する必要のあるか、)問題に
 否。設置法^か事務の所掌に於いて一般に地域主義をと
 り、アメリカ局か、アメリカ諸口以外に地域に關して何らかの
 事務をとる場合、例えは「アメリカ諸口、沖繩、小笠原、及
 南洋群島に關する...」等才九条に何らかの変更を^早加
 必要のあると見る向きもある。しかしながら、先にも述べたよう
 外務省の關するして、沖繩關係事務(既に、現^在組織
 令八条五項「沖繩、小笠原、及南洋群島に關する事務」の
 意味^早する)は、対米折衝の^早ため、これは設置法才九条^早
 乃至才三^早に「アメリカ諸口に關する事務」に包含され~~

得ると考ふる。(地域としての沖繩は、持連局所管)従つて
 設置法才九条も何ら変更する必要なく沖繩關係事務を
 アメリカ局に移管し得る。
 又、総理府設置法に於ては、持連局の^早たゞし
 事務は「外務省の所掌に属する事務を除く」と規定に
 あり、これは、対米交渉、連絡事務を除くと解釈され
 る。
 沖繩關係事務をアメリカ局からアメリカ局に移管するに際して
 以上設置法を改正する必要はないと思考する。一
 般に、^早組織令に對しては、才八条才五号は削除されればなら
 ない。^早問題は、才十六条(対米課)に上記才九条才五号の
 規定を挿入する必要のあるか否かであるか、之に就くはと^早同

6626 設置法 才九条 才三

理由により上記規定を強いて挿入~~す~~していても差支

えなくともある。

極秘

沖縄、小笠原、太平洋信託地域
関係の事務の所管について(一)

39. 3. 23
ア 総

上記の件について、これをアジア局からアメリカ局に移管するのが相当であることは既に述べたとおりであるが(別添ノ)これを実行する場合、法律的にみて、外務省設置法、外務省組織令の改正が問題となる。

1. まずカ一に現在の設置法、組織令において沖縄関係事務がどこに属しているかが問題となる。組織令カ八条(北東アジア課)カ五号は「沖縄、小笠原及び南洋群島に関する事務を行うこと。」と述べており、沖縄関係事務がアジア局北東アジア課に属していることに疑義はない。(しかしながら現在沖縄関係事務

は高裁案でアジア局総務参事官室に移管されている。)これに対し、設置法ではそのカ八条にアジア局の事務として七^項目を掲げているが、そのいずれが沖繩関係事務について述べているのか必ずしも判然としない。設置法カ八条カ五号は「朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと」と述べているが、これはこれらの地域からの引揚者に関する残務整理(主として身分関係事項)について、現在北東アジア課外地整理班の所掌している事務を規定しているものであり、沖繩関係事務一般とは関係がない。(組織令カ八条(北東アジア課)カ六号参照)

設置法カ八条カ五号に沖繩関係事務が含ま

れない以上沖繩関係事務がアジア局所管であるためには、同条カ一号ないしカ三号にいうアジア諸国に沖繩、小笠原、太平洋信託地域を含めざるを得ない。付言すれば設置法カ八条カ一号ないしカ三号に基づいて組織令カ八条カ五号が挿入された立法の経緯は明らかでない。次に、沖繩関係事務をアジア局からアメリカ局に移管する場合、設置法カ八条(アジア局の事務)及びカ九条(アメリカ局の事務)を変更する必要があるが、あるとすればいかに変更すべきかが問題となる。カ八条(アジア局の事務)に関しては、カ一号ないしカ三号でいう「アジア諸国、、、」を「アジア諸国(沖繩、小笠原、南洋

群島を除く。』と変更することを考へられる。しかしながら、同地域は従来からアジア諸外国の一つとは見なされていないので、外務省は同地域に対して上記一号ないし三号に述べられている事務を所管していない。(既に述べたよう(別添ノ)これらの事務がある限りにおいて総理府特連局がこれを所管している。)従つて、沖縄、小笠原、太平洋信託地域はここにいうアジア諸国に含まれないといふ妥当な解釈により、設置法八条を何ら変更することなく、沖縄関係事務をアジア局からはずし得ると考へる。

カ九条(アメリカ局の事務)に関しては、設置法が事務の所管について一般に地域主義をとつており、アメリカ局がアメリカ諸国以

外の地域に関して何らかの事務をとる場合、例えば「アメリカ諸国、沖縄、小笠原及び南洋群島に関する。』第九条に何らかの変更を加へる必要があるとする考へ方もある。しかしながら、先にも述べたよう、外務省の関与している沖縄関係事務(即ち、現在の組織令八条五号の「沖縄、小笠原及び南洋群島に関する事務」の意味するもの)は、対米折衝のみで、これは設置法九条一号ないし三号にいう「アメリカ諸国に関する」事務に包含され得ると考へる。(地域としての沖縄は、特連局所管)従つて設置法九条も何ら変更する必要なく沖縄関係事務をアメリカ局に移管し得る。

なお、総理府設置法によれば、特連局のつ

かさどる事務は「外務省の所掌に属する事務を除く」と規定してあるが、これは対米交渉、連絡事務を除くと解釈される。

3. 以上、沖縄関係事務を以て局から文部省に移管するに際して設置法を改正する必要はないと思考するが、組織令に関して厳密に検討せず八条カ五号は削除されねばならない。問題は第十六条(北米課)に上記カ八条カ五号の規定を挿入する必要があるか否かであるが、2.に述べたと同じ理由により、上記規定を強いて挿入しなくても差支えないと考える。

JUN-1-1964

文書課長		高 裁 案 (分類)	
大 臣	主 管	案 昭 和 年 月 日	
政務次官	アジア局長	決裁 昭和 39 年 5 月 11 日	
事務次官	番参事官		
外務審議官	広瀬参事官		
官 房 長	主 任	起案者 上林 電話番号 1725	
総務参事官			
人事課長	条約局長	経済局長	アメリカ局長
会計課長	法規課長	参事官	参事官
		総務参事官	北米課長
		アジア課長	
		米国カテドラル	
下記の件に関し高裁を仰ぎます			
件名 アジア局所掌沖縄、小笠原、南洋群島に 関する事務のアメリカ局移管の件			
沖縄、小笠原、南洋群島に関する事務は、 外務省組織令カ八条カ五号により、アジ ア局北東アジア課の所掌に属せしめ られ、現在高裁案によりアジア局総			
GA-1 注意	決裁後直ちに写一通を 文書課へ回付すること	外務省	回覧番号 361

務参事官室において担当しているが、
沖縄及び小笠原に関する諸問題を
を主管する政府機関としては、総理
府に特別地域連絡局が設置せら
れ、経済援助その他各般の事務を
担当し、この地区に關し外務
省の担当している事務は、米國政
府との交渉事務に限らるゝが、
この種の事務はわが國の対米外交
の一環に外ならぬので、対米外
交の全局を把握しているアメリカ局
において一元的に処理するに
適当と認められる。

ついでに沖縄援助に關する日米
交換公文が成立^して、従来の交渉

案件が一段落したのを機会に、所要
の法制上の手續完了次第、沖縄、
小笠原、南洋群島に關する事務は
アメリカ局において担当するものと
致したい。

なお、本件關係事務取扱は4名
とし、本年度内は兼任とし、来年度
においてアメリカ局に定員を移すもの
と、事務室としては、507号室の
 $\frac{1}{2}$ を使用せしめる。

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付			
属			

発送日 昭和39年6月2日 松尾克俊
 発信 松尾 校査

文書課長 公 信 案 (分類) 松尾克俊

公 信 第 622 号 公 信 昭和39年6月2日 日付
 大 一 係 主管 アメリカ局長 生
 政務次官
 事務次官 事務官
 外務審議官
 官房長 主任北米課長 起案者上林 電話番号7257
 JUN-1.196A

官房総務参事官 アジア局長 事務官
 法令課 事務官
 事務官

受信者 総理府 古屋 総務副長官
 発信者 黄田 事務次官

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄、小笠原、南洋群島に關する事務の
 について
 主管局変更通知案件

従来アジア局に於いて担当して来た沖縄、
 (但し同地域の残務整理事務を除く)

小笠原及び南洋群島に關する事務の組織

全の一部改正により、今後アメリカ局北米課

の所管となつたから御通知する。

琉球列島米國民政府機構圖

(1964. 6. 1)

